T_1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

F_2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前十年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積

T_2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるものに限る。）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

付録第三（第十二条、第十三条関係）

$$\left(Z+\frac{V_w-V_n}{T}\right)\times 5$$

Zは、当該計画的伐採対象森林（択伐複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。以下この付録において同じ。）の年間成長量（当該森林が木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林である場合には、当該森林の年間成長量に百分の百二十を乗じて得た値）

V_wは、当該森林経営計画の始期における当該計画的伐採対象森林の立木の材積

V_nは、当該計画的伐採対象森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の二分の一に相当する材積

Tは、当該計画的伐採対象森林につき定められている標準伐期齢が同一である森林の面積に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値

付録第四（第十二条、第十三条関係）

$$Z+\frac{V_w-V_n}{T}-V_c$$

Zは、付録第三の算式により算出される材積を超える部分の材積（以下この付録において「超過材積」という。）に係る立木の伐採を行う森林（以下この付録において「超過伐採予定森林」という。）の属する森林計画区（超過伐採予定森林の所在する市町村の区域内にあるものに限る。）内に存する森林（択伐複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）であって、法第十一条第五項（法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち超過伐採予定森林の経営を行う者が自ら森林の経営を行うもの（以下この付録において「調整対象森林」という。）の当該超過材積に係る立木の伐採をする年における年間成長量（当該森林が木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林である場合には、当該森林の年間成長量に百分の百二十を乗じて得た値）

V_wは、当該調整対象森林の始期における当該調整対象森林の立木の材積

V_nは、当該調整対象森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

Tは、当該調整対象森林につき定められている標準伐期齢が同一である森林の面積に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該調整対象森林の面積で除して得た数値

V_cは、法第十一条第五項（法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林経営計画において、当該調整対象森林につき、当該超過材積に係る立木の伐採をする年に伐採することとされる立木の材積

付録第五から付録第九までを削る。

付録第十中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、付録第十を付録第五とし、付録第五の次に付録第六として次の付録を加える。

付録第六（第十三条の二、第十三条の五関係）

$$\frac{\Sigma D_i S_i-L}{D_i}$$

D_iは、市町村森林整備計画において定められている森林の土地の傾斜度及び木材の搬出の方法の区分別の単位面積当たりの設置すべき作業路網の延長

S_iは、当該計画的伐採対象森林から作業路網の整備を行わない森林を除いたもののうち土地の傾斜度及び木材の搬出の方法が同一であるものの面積

Lは、当該森林経営計画の始期において既に設置されている作業路網の延長

付録第十一を付録第七とし、付録第十二を付録第八とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（分収林特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　分収林特別措置法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成二年農林水産省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条中「第十三条第二項第三号ハ」を「第十三条第二項第二号」に改める。

別表中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ロ中「特殊法人登記令」を「独立行政法人等登記令」に、「の特殊法人」を「に規定する独立行政法人等」に改める。

第三条の見出し中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第一項中「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に、「森林施業計画書」を「森林経営計画書」に改める。

○経済産業省令第十五号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第四条第六項及び第七条の四第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次のとおり改正する。

第十五条第二項第一号中「第二種特定原産地証明書を」の下に「英語で」を加える。